

千葉県専門医認定支援事業の審査に係る考え方

1 地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定

- (1) 専門医の質の向上を目指す新たな研修の開始に向け、構築しようとしている専門研修施設群・専門研修プログラムが、実施要綱に定める地域医療に配慮したものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ア 基本領域であって初期診療が地域で幅広く求められる診療領域であること。
- イ 研修施設群を構成する施設が明確になっていること。
- ウ イの施設群における、都市部と地域（※1）をローテーションする内容の研修プログラムの作成であること。なお、地域から都市へローテーションする内容の研修プログラムは含めないものとする。

※1 都市部は医師少数区域以外の区域を指し、地域とは医師少数区域を指す。

- (2) 上記（1）のプログラムを作成するため、基幹施設としての責任ある体制（作成の責任者、院内の協力体制、連携予定施設との協力体制等）ができる限り明確になっていること。

本支援事業は、各医療機関において、地域医療に配慮した研修施設群を構成し、その施設群が協力して研修プログラムを作成するための体制を支援するものであるため、（2）を明確にしたうえで、地域医療に配慮したプログラムをどのように作成するかを記載すること。

- (3) 一般社団法人日本専門医機構が定める各領域の新整備指針等に沿ったプログラムを作成することが期待できること。

本支援事業は研修プログラムを認定するものではなく、実施する研修施設を支援するものであるため、事業計画書にプログラム内容を詳細に記載する必要はないが、可能な範囲で次の概要を簡潔に記載すること。

- ア 専門研修の目標
- イ 専門研修の期間とローテーション内容
- ウ 育成しようとしている専攻医の数（1年次当たり）
- エ 想定している指導医の数（研修施設群全体で）

- (4) 千葉県内で、医師少数区域（※2）に所在する医療機関を研修施設群に含み、かつ、これらの施設における所定の期間の研修（一の施設における連続6か月以上を含む合計12か月以上。ただし、連携プログラムにあっては一の施設において連続6か月以上。）を必須とするプログラムであること。

※2 令和7年10月1日時点における、千葉県内の医師少数区域は、山武長生夷隅医療圏及び君津医療圏の2つ。

2 医師少数区域の医療機関にて行われる専門研修に対する指導医の派遣等

本支援事業の趣旨は、県内の医師少数区域における専門研修を促進させるものであり、事業計画で定められた当該指導医の派遣によって、医師少数区域の医療提供体制の改善に資することが期待されるものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 派遣先となる医療機関は、医師少数区域となる医療圏に所在するものであること。
- (2) 県（地域医療支援センター等）と連携して行われる指導医派遣及び出張指導であること。
- (3) 当該指導医の派遣等が行われることで、地域の医師不足の状況に改善が期待されること。

3 キャリア形成プログラムに基づいた専門研修に対する指導医の派遣等

本支援事業の趣旨は、千葉県医師修学資金の貸与を受け、卒業後医師免許を取得したものを対象に、地域医療に従事する医師の専門研修の充実とキャリア形成上の不安解消を目的として、研修医療機関における専門研修の円滑な実施を図るものである。

このため、支援対象となるのは、千葉県医師修学資金貸付制度の利用者が専攻医となっている専門研修について、県内の研修医療機関に指導医の派遣等を行う場合である。